

法 34 条 9 号 開 発 行 為 許 可 申 請 審 査 表

【 市 街 化 調 整 区 域 内、法 2 9 条、法 3 4 条 9 号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申 請 者	住 所	申 請 地	
	氏 名		
予 定 建 築 物 の 用 途		手 数 料	円
技 術 基 準 の 適 用			
農 転 調 整	有・無	4 条・5 条	代 理 人 連 絡 先
		月 可 月 保 留	

※都市計画法 30 条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法 31 条～34 条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第 6 章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第 6 章 1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成 28 年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令 16 条】	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。3 欄は全ての用途記入
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令 16 条】※ ¹	●台帳面積は地目別概要欄に（ ）で記入
5		└ 付表 1 ※ ¹	
6		└ 付表 2 ※ ¹	
7		└ 付表 3 ※ ¹	
8		法 3 2 条同意書	
9		法 3 2 条協議書	
10		土地の地図（公図の写し）【県規則 6 条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則 6 条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令 17 条】	▲許可時（権利者数及び面積共に）2/3 以上の同意があればよい。 ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。（手引第 3 章 18 参照）
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則 5 条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則 5 条】	▲筆数 10 以上は添付する。
15		資金計画書【省令 16 条】※ ²	
16		└ 工事費の内訳明細書【県規則 4 条】※ ³	
17		└ 自己資金の残高証明書【県規則 4 条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。（資金計画書への記載（自己申告）で可）
18		└ 融資証明書【県規則 4 条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。（資金計画書への記載（自己申告）で可）
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則 6 条】※ ²	
20		└ 法人の場合：業務経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書（法人税及び事業税）※ ⁴	▲業務経歴書は、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
21		└ 個人の場合：業務経歴書、住民票、前年度の納税証明書（所得税）※ ²	▲同上
22		設計者の資格に関する申告書【省令 17 条】※ ⁴	
23		└ 資格証明書又は卒業証明書【県規則 5 条】※ ⁴	
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則 6 条】※ ²	
25		└ 法人の場合：事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書（法人税及び事業税）※ ²	▲事業経歴書は、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれば添付不要。建設業許可を受けない施工者の場合※ ⁶ は、前年度の納税証明書を添付する。
26		└ 個人の場合：事業経歴書、前年度の納税証明書（所得税）※ ²	▲同上
27		水利権者の同意書（関連他法令許可等一覧表）	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し（関連他法令許可等一覧表）	
29		現況写真（2 方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第 6 章 1 (2) 表 1 『法第 34 条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成 28 年度以降）
----	-----	-----------	---

30	事業計画書【(参考様式)】	●事業概要、資金計画、取引計画 ▲事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金、取引計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要
31	資格証明	●関係法令の許可
32	予定建築物の各階平面図	●縮尺1/100程度。別途油水分離槽の構造図を添付。
33	予定建築物の立面図	●2方向以上 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
34	交通量調査	

◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
35		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上
36		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上
37		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
38		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※5}
39		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
40		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
41		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
42		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
43		└ 排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
44		└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
45		└ 流末水路縦断面図	●縮尺1/1,000以上 ▲同上 ^{※5}
46		└ 流末水路標準横断面図	●縮尺1/100以上 ▲同上 ^{※5}
47		給水施設・消防水利計画図【省令16条】 ^{※1}	●縮尺1/500以上
48		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
49		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
50		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※5}
51		公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上
52		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
53		表土保全等の断面図	▲同上 ^{※5}
54		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書)

◆別記(立地基準適否の審査)→法34条9号に適合することの審査事項

※番号1~3のすべてに該当すること。(繰引き:昭和・平成 年 月 日)

番号	適否	審査事項
1		申請地の位置は、次の(ア)・(イ)のすべてに該当すること。
- (ア)		高速自動車国道、一般国道、県、市町村道等のうち道路幅員が7m以上かつ通過交通量が5,000台/12時間以上の道路の沿線であること。
- (イ)		現在及び将来の土地利用上支障のない区域であること。
2		各施設の基準は、次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当すること。
- (ア)		【道路管理施設】の場合、次のa・bのすべてに該当すること。
a		道路管理者が自ら設置する施設であること。
b		当該道路の維持、修繕その他の管理を行うための施設であること。
- (イ)		【休憩所】の場合、次のa~fのすべてに該当すること。
a		開発区域の面積は1,000m ² 以上3,000m ² 以下とする。(ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。)
b		運転者等が駐車して休憩できる駐車場が十分あること。
c		運転者等が24時間利用できる便所が設置されていること。
d		主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする店舗(いわゆるコンビニエンスストア)で、長時間営業(14時間以上)を行うものであること。

e	開発区域は1-(7)に掲げる道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。(ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。)			
f	建築物は、平屋建てで床面積200㎡以下とする。 なお、別棟の倉庫、便所その他これらに類する附属建築物で合計床面積10㎡以内のものは上記「床面積200㎡」に含めない。			
- (9)	【給油所等(ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド等)】の場合、次のa~eのすべてに該当すること。			
a	開発区域の面積は1,000㎡以上とすること。			
b	開発区域は1-(7)に掲げる道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。(ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。)			
c	建築物は平屋建てとする。			
d	事業所設置について認可の見込みがあるもの。			
e	自動車等の軽易な修理工場を併設する場合には、当該部分の床面積を75㎡以下とすること。			
3	当該施設に管理住宅は含まないものとする。			
特 記 事 項	<input type="checkbox"/> 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	受 付	前・太 土木事務所
				令和 年 月 日 第 号
			許 可	令和 年 月 日
				許可番号 第 ー 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2：自己居住用、自己業務用で1ha未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※3：5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※4：1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※5：簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

※6：工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る